

つばめプロバイダ 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめプロバイダ

3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、光回線を利用したインターネット接続サービスです。

本サービスのご利用には、「つばめ光」のご契約が必要です。

4. ご利用料金について

■初期費用

- 当社からインターネット接続用のプロバイダIDとプロバイダパスワードを発行いたします。お客様ご自身で設定いただくこととなります。
- 当社に設定をご依頼いただく場合は別途費用（出張費と設定費）が発生いたします。

■月額利用料

本サービスにかかる月額利用料です。

サービスプラン名	月額利用料
つばめプロバイダ	550 円 (税込 605 円)

5. 注意事項について

■お申込みについて

・本サービスの申込にあたって、本サービスに用いる光回線の「回線番号（ユーザID）」（注1）、「アクセスキー」（注1）、「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」等（以下「本お客さま情報」と総称します。）を当社に通知していただきます。

・当社は、本お客さま情報を、本サービスの開通又はその他本サービスの提供に必要な範囲で、業務委託先インターネット接続サービス提供事業者へ通知し、NTT西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」若しくは「フレッツ光ライト」又はサービス提供事業者が提供する光回線に係る契約者の同一性およびこれらに係る「ユーザID」および「アクセスキー」の照合を行います。また、お客さまは当該お客さま情報の提供について承諾するものとします。

(注1) …当社からお客さまに送付されたつばめ光の開通案内に記載されています。NTT西日本およびサービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合の通知方法については、サービス提供事業者にご確認ください。

■サービスに関する注意事項

- 停電時は利用できません。
- つばめプロバイダは、インターネットプロトコル（TCP／IP v4）によるインターネット接続サービスです。インターネットプロトコル（TCP／IP v6）をご希望の場合、別途つばめプロバイダのオプションサービス「つばめプロバイダv6 オプション」[インターネットプロトコル（TCP／IP v6　I PoE）]をお申込みいただく必要があります。

- ・つばめプロバイダはインターネット接続のみの機能となります。プロバイダメール等その他付加機能はございません。(付加機能につきましては、お客様ご自身で別途他社にてご契約をいただくこととなります。)
- ・ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。回線の混雑状況、ご利用の環境などにより通信速度が異なります。
- ・ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受信する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。
- ・ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。

■料金に関する注意事項

- ・利用開始月および解約月の月額費用は、日割り計算にて請求いたします。

■転用に関する注意事項

- ・すでに NTT西日本の「フレッツ光」をご利用中のお客様が「フレッツ光」を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「転用」といいます。
- ・NTT西日本の「フレッツ光」をご利用のお客様が「つばめ光」に転用される場合、「フレッツ光」でご契約中のインターネット接続業者（プロバイダ）を継続して使用することができます。手続きについては、ご契約中のインターネット接続業者へご確認ください。※ご請求もご契約中のインターネット接続業者からとなります。

■事業者変更に関する注意事項

- ・すでに他コラボ事業者（変更元事業者）をご利用中のお客様が他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「事業者変更」といいます。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線をご利用のお客様が「つばめ光」に事業者変更される場合、他コラボ事業者（変更元事業者）でご契約中のインターネット接続業者（プロバイダ）を継続して使用できる場合があります。手続きについては、他コラボ事業者（変更元事業者）またはご契約中のインターネット接続業者へご確認ください。※ご請求もご契約中のインターネット接続業者からとなります。

■工事に関する注意事項

- ・お客様のご利用場所および設備状況などにより、ご利用開始までの期間は異なります。
- ・設備の状況などにより、ご利用いただけない場合があります。

■解約に関する注意事項 〈機器の返却について〉

- ・つばめプロバイダの解約のお手続きをなされる場合は、当社へお問い合わせください。
- ・つばめプロバイダを解約すると、つばめプロバイダ v6 オプションも解約となります。
- ・つばめ光を解約すると、つばめプロバイダも解約となります。
- ・お客様が他社のインターネット接続業者と契約している場合は、ご契約中のインターネット接続業者への解約の手続きが必要です。

■個人情報の収集目的と提供について

- ・「つばめプロバイダ」の契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、当社業務委託先インターネット接続サービス提供事業者に対して、それぞれ自己の IP 通信網サービスの契約情報または申込情報（また、IP 通信網サービスに係る申し込みを取り消した際の情報も含みます）を提供することに承諾するものとします。

■ 個人情報の収集および提供項目

● 本サービスの開通時

ユーザID（NTT西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
本サービス提供条件（※1）との照会結果および不一致項目
提供に必要なフレッツ各種商品のご契約有無（つばめ光回線、ひかり電話もしくはレンタルホームゲートウェイ）
提供条件に照らして不足している各種商品の申込みおよび工事情報（つばめ光回線開通ステータス、宅内工事予定日）

● 本サービスご利用の光回線の移転・廃止時

ユーザID（NTT西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
光回線の解約等をした年月日および異動種別
本サービスご利用の光回線およびホームゲートウェイの動作状況（正常に動作しているかどうか）

（※1） 提供条件とは以下の内容を指します。

- ・つばめ光回線をご利用いただいていること

■ お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8：30-17：30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	https://www.tsubamegas.com/user/info.html
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日）※	0120-805-113
N T T 西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	

<改定履歴>

2018年12月 1日	制定	
2019年 7月 1日	改定	事業者変更追加に伴う改定
2020年 3月 1日	改定	つばめプロバイダv6 オプション追加に伴う改定
2021年 4月 1日	改定	「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記
2022年 4月 1日	改定	業務委託先への通知必要事項追加に伴い、お申込み注意事項、および個人情報の収集および提供項目追加

「つばめプロバイダ」サービス利用約款

第 1 章 総則

第 1 条 (本サービスの提供等)

1. 本約款は、つばめガス株式会社（以下「当社」といいます。）が、当社の業務委託先インターネット接続事業者（以下「業務委託先」といいます。）からの卸提供を受けて契約者に提供するインターネット接続サービス「つばめプロバイダ」のサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供条件などの必要な事項を定めたものです。

2. 当社は、本利用約款に基づき、本サービスを次項第 3 号に定める契約者に提供します。

3. 本利用約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) インターネット接続サービス

本利用約款に基づき当社が契約者に提供する電話通信サービスならびにインターネットプロトコルによる電気通信サービス

(2) 契約者

本利用約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者

(3) 利用契約

本利用約款に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約

(4) 契約者設備

本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(5) 本サービス用設備等

本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（当社が業務委託する登録電気通信事業者の電気通信回線及びアクセスポイントを含みます）

(6) 課金開始日

当社で本サービスの申込を確認し、且つ、接続 ID および接続パスワードを送付又は発信し、サービス提供を開始する日として当社から契約者に対する書面に記載された日

(7) 消費税相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方 消費税の額

(8) アクセスポイント

契約者が自己の契約者設備を電気通信回線（公衆電話網）等を介して当社業務委託先の本サービス用設備と接続するための接続ポイント

(9) 契約者回線

本サービスを受けるために契約者が設置する電気通信回線

(10) 接続 ID

接続パスワードと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号

(11) 接続パスワード

接続 ID と組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号

4. 当社が契約者に対して発する第 2 条に規定する通知は、本利用約款の一部を構成するものとします。

5. 当社が、本利用約款の他に本サービスに基づき別途定めるオプションサービスの利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本利用約款の一部を構成するものとします。

第 9 条 (承諾)

1. 利用契約は、前条（契約の申し込み）に定める方法による申し込みに対し、当社所定の方法により、当社が承諾の通知及び接続 ID 及び接続パスワードを送付又は発信したときに成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込者が実在しない場合

(2) 申込者が契約者回線の申し込みを完了していない場合

(3) 本サービスの利用申し込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合

(4) 同一人物ないしは同居の親族があなたに不自然な多重申込をしたと認められる場合 (5) 申込者の利用料金の決済に用いる口座の金融機関や、クレジットカードのカード会社の承認が確認できない場合

(6) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申し込みの手続が成年後見人によって行われておらず、又は申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合

(7) 申込者が、申し込み以前に当該本サービス及び本サービス類似のサービスの提供に関する利用契約について当社から解約されたことのある場合、又は申込者による本サービスの利用が申し込みの時点で、一時停止中である場合

(8) 申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合

(9) 申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性があると当社が判断した場合

(10) その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合

2. 申込者は、当社が申し込みを承諾した時点で、本利用約款の内容を承諾しているものとみなします。

第 10 条 (契約者の登録情報等の変更)

1. 契約者は、契約者の氏名、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更（クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます）、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行なうものとします。

2. 契約者回線を変更する場合、速やかに当社への旨を申告し、契約者回線変更までに本サービスの接続 ID 変更手続きを行う必要があります。契約者回線変更までに本サービスの接続 ID の変更手続きが行われない場合、インターネット接続ができない場合がございます。

3. 住所変更のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、利用ができなくなる場合には、契約者は当社以外の事業者と契約するものとします。

4. 本条第 1 項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第 11 条 (利用契約の変更)

1. 契約者が利用する本サービスを変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第 9 条（承諾）各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあるものとします。

2. 本サービスを変更する場合、変更のできない場合もあります。

6. 契約者が本サービスを利用するには、本利用約款の他、電気通信事業法第 9 条に定める登録を受けた電気通信事業者（以下「登録電気通信事業者」といいます。）の定める電気通信に関する利用約款、利用規則、利用条件等に同意するものとします。

第 2 条 (通知)

1. 当社からの通知は、当社が指定する方法にて契約者のメールアドレスを登録いただいた場合に、当社が保守等による本サービスの中止の情報を入手した時点で、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、通知されないことにより当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 前項の規定に基づくメールアドレス登録には、通信機器からの接続・メールの受信が必要となり、そのための機器代金、通信料等のすべての費用については契約者が自身のご負担となります。

3. 本条第 1 項の規定に基づき、当社から契約者への通知をメールの送信により行う場合には、当該通知は、その内容が入力され送信された時点に行われたものとします。

第 3 条 (本利用約款の変更)

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、本利用約款（本利用約款に基づく利用契約等を含みます。以下、同じとします）を随時変更することができます。なお、本利用約款が変更された場合には、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の本利用約款を適用するものとします。

2. 改定後の本利用約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第 4 条 (合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。

第 5 条 (準拠法)

本利用約款に関する準拠法は、日本法とします。

第 6 条 (協議)

本利用約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

第 2 章 「つばめプロバイダ」サービス契約の締結等

第 7 条 (利用契約の単位)

本サービス契約は契約者回線 1 回線ごとに 1 契約のみ可能とします。

第 8 条 (契約の申し込み)

1. 本サービスの契約を希望する者は、本利用約款に同意のうえ、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。

2. 本サービス利用の申し込みにあたり、業務委託先に対し、契約者の氏名・住所・電話番号・ユーザ ID (NTT が発行する回線番号) 及びアクセスキー、利用機器情報、その他当社が定める情報を授受するものとし、当該授受を行うことにつき契約者は承諾するものとします。

第 12 条 (契約者からの解約)

本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。 (1) 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。

(2) 契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。

(3) 契約者が利用契約を解約する場合、解約希望日までに接続 ID 及び接続パスワードを当社に返還するものとします。

(4) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第 4 章に基づきなされるものとします。

第 13 条 (当社からの解約)

1. 当社は、第 31 条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消又は是正しない場合又は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。

2. 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第 9 条（承諾）第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、第 31 条（利用の停止）及び前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。

3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは通告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第 14 条 (権利の譲渡制限)

本利用約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。

第 15 条 (設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続)

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本利用約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の責任で、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、契約者設備を本サービスに接続するものとします。

3. 当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第 3 章 サービス

第 16 条 (本サービスの提供区域)

1. 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

2. 本サービスの提供を行う区域は、当社の裁量により、利用者に通知の上、隨時変更することができるものとします。

3. 本サービスの提供を行う区域は、前項による当社の裁量のほか、NTT の都合、業務委託先の都合により随时変更することができるものとします。

第 17 条（本サービスの廃止）

- 1.当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することができます。
2.当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。
3.本条第 1 項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第 4 章 利用料金

第 18 条（本サービスの利用にかかる料金、算定方法等）

契約者の本サービスの利用にかかる料金は、当社が別紙に定めるとおりとします。但し、別に定める利用規約を適用した場合はその規則に準じます。

第 19 条（利用料金の支払義務）

- 1.契約者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別紙に定める利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。
2.前項の期間において、第 29 条（保守等によるサービスの中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができますない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。
3.第 31 条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。
4.本サービスの利用開始月および解約月の利用料金は日割り計算にて請求いたします。
5.本サービスにおいて、契約者回線の工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第 20 条（利用料金の支払方法）

- 1.契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
(1) クレジットカード
(2) 預金口座振替
- 2.利用料金の支払が前項第 1 号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
- 3.利用料金の支払が本条第 1 項第 2 号に定める預金口座振替による場合、利用料金は当該金融機関において定められた振替日に契約者指定の金融機関の口座から引落されるものとします。
- 4.当社は、前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部又は一部の支払時期を変更することがあります。

第 5 章 契約者の義務等

第 21 条（接続 ID 及び接続パスワード）

- 1.契約者は、接続 ID を第三者（以下「他者」といい、国内外を問わないものとします）に貸与、又は共有しないものとします。
2.契約者は、接続 ID に対応する接続パスワードを他者に開示しないとともに、漏洩することのないよう管理するものとします。

- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
(9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
(10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
(11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為
(12) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
(13) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
(14) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧説のメールを送信する行為、又は他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
(15) 他者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
(16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為
(17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
(18) 上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残酷、麻薬取扱等）し、又は他者に不利益を与える行為
(19) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます）が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
(20) その他、社会的状況を勘案の上、当社が不適当と認める行為

第 6 章 当社の義務等

第 24 条（設備の修理又は復旧）

契約者は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、自己の設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をするものとします。

第 25 条（本サービス用設備等の障害等）

- 1.当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
2.当社は、業務委託先の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理又は復旧を指示するものとします。
3.当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業（修理又は復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に業務委託するものとします。

第 26 条（通信の秘密の保護）

- 1.当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様（統計情報への編集・加工を含みます）においてのみ、契約者の通信の秘密に属する情報を使用又は保存します。ただし、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、あらかじめ契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。
2.当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分、命令 及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3.契約者は、契約者の接続 ID 及び接続パスワードにより本サービスが利用されたとき（機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身が閲与しなくとも接続 ID 及び接続パスワードの自動認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます）には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰する事由により接続 ID 又は接続パスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。

4.契約者の接続 ID 及び接続パスワードを利用して契約者と他者により同時に、又は他者のみによりなされた接続等の機能及び品質について、当社は一切保証しないものとします。

5.契約者は、自己の接続 ID、接続パスワード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該契約者の接続 ID 及び接続パスワードが他者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第 22 条（自己責任の原則）

1.契約者は、契約による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（前条により、契約者による利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下、同様とします）とその結果について一切の責任を負うものとします。

2.契約者は、(1) 本サービスの利用に伴い他者に対して損害を与えた場合、又は (2) 他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

3.契約者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4.当社は、契約者がその責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。

5.契約者は、本サービスを経由して、当社以外の他者のコンピューターやネットワーク（以下「他者ネットワーク」といいます。）を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、他者ネットワークを利用して第 23 条（禁止事項）各号に該当する行為を行わないものとします。

6.当社は、本サービス経由による他者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負わないものとします。

7.契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第 23 条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

(1) 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
(2) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
(3) 当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
(4) 当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名譽もしくは信用を毀損する行為
(5) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為

(6) あいせつ（性的好奇心を喚起する画像又は文書を指しますがこれに限られません）、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
(7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為

3.契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて本条第 1 項の守秘義務を負わないものとします。

4.当社は、契約者が第 23 条（禁止事項）各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を利用することができます。

第 27 条（契約者情報等の保護）

1.当社は、契約者の個人情報、その他前条第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報（以下、あわせて「契約者情報等」といいます。）を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から適切に入手した場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。

2.当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。ただし、契約者に対し、当社又は当社の業務委託先等のサービスに関する案内を行う場合、又は広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。

3.当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

4.当社は、(1) 警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、又は (2) 緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、本条第 2 項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の照会に応じることができるものとします。

5.当社は、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、契約者情報を消去するものとします。ただし、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことがあります。

6.当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに關し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。当該個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が本利用約款に優先するものとします。

7.契約者は、当社の各サービス利用に関連し、NTT による契約者回線を利用するときは、その手続等を行いう目的で、当社が NTT および業務委託先に対し、契約者が当社提供した契約者の個人情報（属性情報、取引情報等で変更情報を含みます）を提供することを承諾します。

8.本条に定める他、契約者の個人情報の取扱いについては、当社が当社のホームページ上に定める『個人情報保護方針』に従うものとします。

第 7 章 利用の制限、中止及び停止

第 28 条（利用の制限）

1.当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することができます。

2.当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与える場合、又は当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、利用者の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。

第 29 条（保守等によるサービスの中止）

1.当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の別途定める保守指定時間の場合
- (2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- (3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
- (4) 第 28 条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
- (5) 契約者に対して、電話・FAX・電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
- (6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を当社が検知した場合
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨をメールアドレス登録の契約者にメールにて通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3.契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常想定する範囲を超える通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第 30 条（契約者への要求等）

1.当社は、(1) 契約者による本サービスの利用が第 23 条（禁止事項）の各号に該当すると判断した場合、(2) 当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又は(3) その他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることができます。

- (1) 第 23 条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求します
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議（裁判外紛争解決手続を含みます）を行うよう要求します
 - (3) 契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求します
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます
 - (5) 事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を執ります
 - (6) 第 31 条（利用の停止）に基づき本サービスの利用を停止します
 - (7) 第 13 条（当社からの解約）に基づき利用契約を解約します
 - (8) 当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴えを提起します
- 2.前項の措置は第 22 条（自己責任の原則）に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
- 3.契約者は、本条第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講すべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が本条第 1 項に従った措置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第 31 条（利用の停止）

- 1.当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することができます。
 - (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合
 - (2) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合
 - (3) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合
 - (4) 当社指定の決済方法登録申込書が返送期限までに到着していない場合
 - (5) 契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - (6) 本サービスの利用が第 23 条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、前条（契約者への要求等）第 1 号及び第 2 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (7) 前各号のほか本利用約款に違反した場合
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3.契約者が接続 ID を複数個保有している場合において、当該接続 ID のいずれかが前条第 1 項又は本条第 1 項により使用の一時停止又は解約となった場合、当社は、当該契約者が保有するすべての接続 ID の使用を一時停止、又は解約とができるものとします。
- 4.当社は、本条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることができます。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。
- 5.前項の場合、契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.5% の割合で計算した金額を滞納損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
- 6.本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第 8 章 損害賠償等

第 32 条（免責）

- 1.当社は、本利用約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う 1 か月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
- 2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。
- 3.当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

<改定履歴>

2022 年 4 月 1 日制定

つばめプロバイダ v 6 オプションサービス 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめプロバイダ v 6 オプションサービス

3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、光回線を利用したインターネット接続サービス「つばめ光」および「つばめ光・v 6 オプション」(注1)と、当社の業務委託先インターネット接続サービス提供事業者(以下「インターネット接続事業者」といいます。)の「IP v 6 インターネット接続等」を用いて、「つばめプロバイダ v 6 オプション」(「v 6 オプション」)サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

本サービスのご利用には、「つばめ光」ならびに「つばめプロバイダ」のご契約が必要です。

4. 本サービスの受付時における重要事項説明について

■お申込みについて

- ・本サービス(注2)の申込にあたって、本サービスに用いる光回線の「回線番号(ユーザID)」(注3)、「アクセスキ」(注3)、「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」等(以下「本お客さま情報」と総称します。)を当社に通知していただきます。

- ・当社は、本お客さま情報を、本サービスの開通又はその他本サービスの提供に必要な範囲で、業務委託先インターネット接続事業者およびIPoE接続事業者を通じ、NTT西日本へ通知し、NTT西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」若しくは「フレッツ光ライト」又はサービス提供事業者が提供する光回線に係る契約者の同一性およびこれらに係る「ユーザID」および「アクセスキ」の照合を行います。また、お客さまは当該お客さま情報の提供について承諾するものとします。

- ・本サービスはベストエフォート型のサービスとなります。速度向上を保証するものではありません。

■本サービスを利用するためには

- ・本サービスを利用するためには、当社が提供する「つばめ光・v 6 オプション」又はサービス提供事業者が提供する光回線の附加サービス「フレッツ・v 6 オプション」のご契約が必要となります。

- ・IPoE接続サービスは1回線につき1契約までです。そのため、他事業者でIPoE接続サービスの廃止が完了していない場合、v 6 オプションサービスは利用できません。他事業者のIPoE接続サービス廃止後にお申込みが必要となります。

- ・IP v 4 over IP v 6 接続(IPoE方式)をご利用いただくには対応した機器が必要となります。対応した機器でない場合、IP v 4 over IP v 6 接続(IPoE方式)はできません。また、対応した機器以外で本サービスをお申込みの場合、ご使用の機器や環境によってセキュリティ上の問題がある可能性があります。ご使用の機器の設定の見直し、または、対応ルータのご購入、本オプションの廃止の手続きをお願いします。

■ IPアドレスや機器の設定変更について

・本サービスの利用開始等に伴うNTT西日本による工事に際し、お客さまが現在ご利用中のIPv6アドレス（IPv6 PPPoE方式にて割当てられているものは除きます。）およびIPv4アドレスが変更となります。

・インターネット接続工事によるIPv6アドレスおよびIPv4アドレスの変更に伴い、お客さまがご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコン等の再起動を行ってください。

・本サービスをお申込みいただき利用開始しますと、IPv6 IPPoE方式での接続となり、PPPoE接続ができなくなる場合があります。PPPoE接続をする場合には、別途当社への手続きが必要となります。

・本サービスの利用開始等に伴い、当社が提供する端末設備（ホームゲートウェイ等）の設定が変更となる場合があります。

・端末設備（ホームゲートウェイ等）の設定変更に伴い、PPPoE接続やその他一部機能がご利用いただけなくなる場合があります。引き続き同機能をご利用される場合は、本サービスの廃止の手続き後、パソコン等にてPPPoE接続等の設定を行なってください。

■サービスの廃止について

・当社が提供する光回線の「つばめ光・v6オプション」または「フレッツ・v6オプション」を解約した場合、本サービスも併せて廃止となります。

・当社の「ひかり電話」、当社の「ホームゲートウェイ（レンタル）」を解約した場合、本サービスも併せて廃止となる場合がございます。

・本サービスの廃止手続きが完了していない場合、当社以外のインターネット接続サービスを利用できない場合がございます。

■当社からのコンサルティングについて

・本サービスのご利用にあたって特定の機器が必要となる場合がございます。また、お客様のご利用環境によって、機器交換等の費用が発生する場合がございます。その際、下記内容のコンサルティングのご連絡を当社または業務委託先から実施させていただくことがございますので、あらかじめご了承願います。

（コンサルティング内容）

- ・お客さま宅内でご利用中の当社が提供する機器の交換工事および機器交換等の費用のご案内
- ・当社の「ひかり電話」又は当社の「ホームゲートウェイ（レンタル）」のご案内

※お客様のご利用環境によっては、コンサルティングのご連絡を実施せずに、本サービスを提供させていただく場合もございます。

（注1）：NTT西日本およびサービス提供事業者の提供する「フレッツ・v6オプション」に相当するサービスを含みます。

（注2）…本サービスとは、IPv6アドレスを使用したインターネット接続を実現するサービス又はIPv6アドレスおよびIPv4アドレスを使用したインターネット接続を実現するサービスです。また、本サービスにおいて当社が提供するIPv6インターネット接続の方式は、IPv6 IPPoE方式です。

（注3）…当社からお客さまに送付されたつばめ光の開通案内に記載されています。NTT西日本およびサービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合の通知方法については、サービス提供事業者にご確認ください。

5. フレッツ・v 6 オプションの代行申込における重要事項説明

■お申込について

- ・「フレッツ・v 6 オプション」の申込みにあたっては、同オプションの開通工事のため、本お客さま情報が必要となります。

・NTT西日本又はサービス提供事業者への「フレッツ・v 6 オプション」の申込みにあたっては、お客さまご自身で、116又はNTT東日本、NTT西日本若しくはサービス提供事業者の窓口にて、行って頂くこともできますが、お客さまの代理店としてIPE接続事業者が、NTT西日本へのお申込手続きを行うこと又はNTT西日本を通してサービス提供事業者へお申込手続きを行うこと（以下「代行申込」と総称します。）もできます。この場合、当社が別途指定する方法により、インターネット接続事業者およびIPE接続事業者に対し、当該代行申込について委任していただきます。

・お客さまは代行申込により行われた「フレッツ・v 6 オプション」の申込みについては、ご利用開始されるまでの間は途中で取消すことができない場合がございます。その場合は、「フレッツ・v 6 オプション」のご利用開始後に、別途お客さまからNTT西日本又はサービス提供事業者に対し、解約手続きを行っていただく必要があります。

・サービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合の「フレッツ・v 6 オプション」に相当するサービスの開通案内の通知方法については、サービス提供事業者にご確認ください。

・お客さまが、代行申込に先んじて116等の窓口にて「フレッツ・v 6 オプション」を申込みいただき、申込み手続きが完了している場合においては、代行申込はご利用いただけません。

■ご契約、サービス仕様について

・「フレッツ・v 6 オプション」（つばめ光・v 6 オプション）の提供条件および料金については、当社の定める「つばめプロバイダv 6 オプションサービス利用約款」およびNTT西日本の定める「IP通信網サービス契約約款」によります。

・「フレッツ・v 6 オプション」（つばめ光・v 6 オプション）は、パソコンなどの機器に付与したIPv6アドレスを利用して、インターネットを経由せず当社が提供する光回線の網内（以下「NGN網内」と総称します。）で、お客さま同士がダイレクト（直接）に通信することを実現するサービスです。

・NGN網内で、お客さま同士の通信を行う際には、IPv6アドレスの代わりに、NTT西日本が提供する「ネーム」を利用して通信することができます。ネームの利用方法、登録方法、料金等については、お手数ですが、NTT西日本のホームページにてご確認ください。

・「フレッツ・v 6 オプション」（つばめ光・v 6 オプション）はベストエフォート型のサービスとなります。速度向上を保証するものではありません。

・ご利用上の注意事項については、NTT西日本のホームページにてご確認ください。

6. ご利用料金について

■料金について

・「つばめプロバイダv 6 オプション」に関する料金（税抜）は、当社の「つばめプロバイダv 6 オプションサービス利用約款」によります。NTT西日本またはサービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合はサービス提供事業者の定める契約約款その他それに相当するものによります。

- ・ ●初期費用：無料
- ・ ●月額費用
- ・ オプション契約：無料

※但し、つばめプロバイダの料金が別途必要となります。・

7. 注意事項について

■ IPv6 アドレスの変更について

・「つばめプロバイダv6オプション」および「IPv6インターネット接続等」の工事に際し、お客さまが現在ご利用中のIPv6アドレス（IPv6 PPPoE方式にて割当てられているものは除きます。）は変更となります。

・「つばめプロバイダv6オプション」および「IPv6インターネット接続等」の工事によるIPv6アドレスの変更に伴い、お客さまがご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコンや通信機器等の再起動を行い、IPv6アドレスを再取得して下さい。

■ 個人情報の収集目的と提供について

・「つばめプロバイダv6オプションサービス」（「v6オプション」）（以下、「本サービス」といいます。）の契約者は、つばめガス株式会社（以下、「当社」といいます。）が本サービスを提供するにあたり、当社および西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本」といいます。）が、当社の業務委託先インターネット接続サービス提供事業者（以下、「インターネット接続事業者」といいます）およびIPoE接続事業者に対して、さらにインターネット接続事業者およびIPoE接続事業者が当社に対して、それぞれ自己のIP通信網サービスの契約情報または申込情報（以下に挙げるものに限ります。また、IP通信網サービスに係る申し込みを取り消した際の情報も含みます）を提供することに承諾するものとします。

■ 個人情報の収集および提供項目

● 本サービスの開通時

ユーザID（NTT西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
本サービス提供条件（※1）との照会結果および不一致項目
提供に必要なフレッツ各種商品のご契約有無（つばめ光回線、ひかり電話もしくはレンタルホームゲートウェイ）
提供条件に照らして不足している各種商品の申込みおよび工事情報（つばめ光回線開通ステータス、宅内工事予定日）

● 本サービスご利用の光回線の移転・廃止時

ユーザID（NTT西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
光回線の解約等をした年月日および異動種別
本サービスご利用の光回線およびホームゲートウェイの動作状況（正常に動作しているかどうか）
本サービスご利用の光回線およびホームゲートウェイに対するフレッツ・ジョイントのご提供状況（契約有無およびソフトウェアが正常に配信されているかどうか）

(※1) 提供条件とは以下の内容を指します。

- ・つばめ光回線をご利用いただいていること
- ・フレッツ・ジョイント (※2) 対応のホームゲートウェイをご利用いただいていること

(※2) フレッツ・ジョイントは、NTT 東日本およびNTT 西日本が事業者向けに提供しているサービスです。

■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8：30-17：30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	https://www.tsubamegas.com/user/info.html
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日） ※	0120-805-113
NTT西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	

<改定履歴>

2020年 3月 1日 制定

2022年 4月 1日 改定 個人情報の収集および提供項目を修正（本文と整合）

2022年12月 1日 改定 お申込みについて追記 機器設定について追記

代行申込における重要事項説明見直し 料金と注意事項を項目立てに変更

(15) 本項 12 号ないし 14 号の場合において、利用者が必要手続きを怠り、利用者に損害が生じた場合、当社は該損害について責任を負いません。

2 当社は、利用者に対し、次の各号に定める行為を禁止します。利用者は当該禁止事項を遵守しなければなりません。

(1) 当社もしくは他の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(2) 他の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名譽もしくは信用を毀損する行為

(4) 許諾、児童売春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

(5) わいせつ、児童ボルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

(6) 薬物犯罪、規制薬品等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為

(7) 貸金業者による登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

(8) 無限連鎖講「スキミ講」を開設し、またはこれを勧誘する行為

(9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為及び他人のウェブサイト等、本オプションサービスにより利用する情報を改ざんし、又は消去する行為

(10) 自己のお客さま ID を他人と共有し、もしくは共有しうる状態に置く行為

(11) 他者になりすまして本オプションサービスを利用する行為

(12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

(13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は様態で、宣伝その他の書き込みをする行為

(14) 受信者の同意を得ることなく、広告、宣伝もしくは勧説のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為

(15) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

(16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧説する行為

(17) 違法行為（けん続等の強度、爆発物の不正な製造、児童ボルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介または誘引（他人に依頼することを含む）する行為

(18) 人の殺害現場の画像等の殘虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

(19) 人を自殺に誘引または勧説する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

(20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する様様又は目的でリンクをはる行為

(21) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

(22) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(23) 前各号に該当するおそれがあると甲が判断する行為

3 利用者は、前項各号の規定に違反して当社の業務に支障を与えたとき、または与える恐れがあるとき（電気通信設備を亡失または毀損したときを含みます）は、当社が指定する期日までに当社がその対応に要した費用を支払うものとします。

4 当社は、前項の利用者の行為に対する苦情、クレーム、発信者情報開示請求が当社に通知された場合、当社は必要な情報を付した上でサービス提供事業者にその旨を通知するものとします。また、利用者は当該苦情等発信者に対し、当社またはサービス提供事業者が利用者の名前を開示することを承諾するものとします。

5 利用者は本オプションサービスを利用するにあたり、当社が別に定めるキャリアが指定する事項について同意するものとします。なお、当該同意は、当社による利用者宛の通知に対し利用者が不承諾の意思表示をしない場合は、利用者から同意を得たものとみなします。

6 当社は、利用者が本オプションサービス利用場所を移転する場合、または利用者の回線番号の変更等により、本オプションサービスが利用できない場合に、本オプションサービスの利用のために必要な手続きは利用者においてなされるものとし、当該手続きの不備による利用者における損害について

て、責任を負わないものとします。

7 利用者が第 2 項各号のいずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きをすることなく次の措置を行うことができるものとします。

(1) 利用者に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他必要な措置等を行うことを要求すること。

(2) 本オプションサービス内に蓄積する情報またはデータ等を利用者もしくは第三者が閲覧できまい状態に置くまたは削除すること。

(3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。

8 当社は前項の義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に關しては、一切責任を負わないものとします。

第7章 料金等

第21条 (料金及び費用等)

本オプションサービスの料金は無料です。（但し、「つばめプロバイダ」の料金が別途必要です。）

第22条 (解約料の支払義務)

利用者は、第 17 条（当社が行う契約の解約）又は第 18 条（利用者が行う契約の解約）の規定により本オプションサービス契約の解約があったときは、解約時に発生する本オプションサービス契約の廃止処理作業費用が発生する場合において、当社の定める期日までに支払わなければなりません。

第23条 (費用の支払義務)

利用者は、本オプションサービス契約の申込又は解約の際、工事を要する請求を行った場合は、工事に関する費用を支払わなければなりません。

第24条 (遅延損害金)

利用者は、「つばめプロバイダ」の料金および本オプションサービスにかかる費用等（以下本条において「料金等」といいます。）を支払期日までに支払わないときは、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.5% の利率で計算した金額を延滞利息として、本オプションサービスの料金等の債務と一緒にして、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、利用者の負担とします。

第8章 雑則

第25条 (問合せ等)

当社は、当社指定の方法により利用者から本オプションサービスに関する問合せに対応するものとします。利用者は当社が指定する窓口に対し各問合せを行うものとします。

2 本オプションサービスに係る利用者からの問合せは当社がその責任において対応するものとし、キャリアは直接利用者からの問い合わせに対し対応並びに回答はしません。

第26条 (損害賠償)

当社又はキャリアの責めに帰すべき理由により、本オプションサービスの提供をしなかつたときは、本オプションサービスが全く利用できない状態(本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)以下の条において同じとします。にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を 24 で除した箇小数点以下への端数を切り捨てるものとします。日本サービスの月額基本料金の毎日数の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなしその額に限りて賠償します。ただし、キャリアがキャリアの契約取扱いの定めところにより、その損害を賠償する場合又は第 10 条(本オプションサービスの制限事項)の規定により本オプションをお申場合については、当社は一切責任を負わないものとします。

2 当社の故意又は重大な過失により本オプションサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

3 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益について、一切責任を負わないものとします。

第27条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本オプションサービスの全部又は一部を変更又は廃止を廃止することができます。

2 当社は、前項の規定によりサービスの全部又は一部を廃止するときは、利用者に対し、事前に書面によりその旨を通知します。

3 当社は、関係官庁又は関連法令の定めに従うことによって、本オプションサービスの料金その他の提供条件について変更を行うことがあります。この場合、当該サービスの変更に係る利用者は、その変更について苦情若しくは申立て又は救済措置の請求を行うことはできません。

第28条 (利用者情報の扱い)

当社は、本オプションサービスの適切な運用のため、キャリアとの間で、利用者の氏名、電話番号、アクセスキー及びユーザ ID (NTT が発行するフレッツ回線番号) の情報の授受を行います。当社は当該情報につき、善良な管理者の注意義務を持って保管するものとし、当社の故意又は重大な過失により当該情報が漏洩した場合はその責任を負うものとします。

2 当社は、キャリアに対し、利用者の氏名、電話番号、アクセスキー、ユーザ ID、その他当社が定める情報を通知するものとし、当該通知を行うことにつき利用者は承諾するものとします。

3 利用者は、本オプションサービスの適切な運用のため、サービス提供事業者が利用者接続情報を分析、保存、利用、第三者提供等あらゆる使用及び処分することについてあらかじめ同意するものとします。ただし、サービス提供事業者が当該情報を第三者に提示するときは、本オプションサービス以外の当社の他のサービスの会員も含めた統計的情報として加工を施し、利用者の特定ができず、かつ、当社の日常業務の顧客であることが特定できないないようにします。

第29条 (個人情報の取扱)

当社は、本オプションサービスの提供において知り得た個人情報は、当社が別途定める「個人情報の取り扱い」に則り、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。

2 個人情報の受け渡しに関しては、書面等にて受け渡しを。また、電子メールなどデータでやりとりする場合は、データの暗号化等セキュリティの確保に努めるものとします。

第30条 (非常事態が発生した場合における利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により、本オプションサービスの全部を提供できなくなつたときは、灾害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項の内容とする通信を優先的に取扱うため、本オプションサービスの利用を制限し、又は停止する措置を取ることがあります。

2 当社は、インターネット上の児童ボルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するため、当社又はインターネットコンテンツセーフティ協会が児童の権利を著しく侵害すると判断し、当該協会が作成した児童ボルノを掲載している Web サイトのリストに基づき、利用者に事前に通知することなく当該 Web サイトの全部又は一部について閲覧することを制限する措置をとることができます。

3 当社は、2 項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ボルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第31条 (免責)

当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより利用者に損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 本オプションサービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、利用者が使用者もしくは所有している通信機器（接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなつた場合であっても、その改造または交換等に要する費用については負担せません。

3 利用者は、本オプションサービスの提供に障害が生じた場合において、それが如何なる理由によるものであっても、それに伴い発生する逸失利益または利用者に対して行う損害賠償若しくは料金減免等により生じた費用、損失等について、当社に対して求償しないものとします。

第32条 (管轄裁判所)

本オプションサービスに関する訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第33条 (残存)

本契約が終了した場合であっても、第 20 条（利用者の義務等）2 項、8 項、第 21 条（料金及び費用等）乃至第 23 条（費用の支払義務）、第 24 条（遅延損害金）、第 26 条（損害賠償等）、第 28 条（利用者情報の扱い）、第 32 条（管轄裁判所）、本条、第 34 条（準拠法）の規定は有効に存続するものとします。

第34条 (準拠法)

本オプション契約の解釈については、日本法に基づくものとします。

ホームゲートウェイ・無線LANカード 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： ホームゲートウェイ 無線LANカード

3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、機器レンタルサービスです

本サービスのご利用には、「つばめ光」のご契約が必要です

4. ご利用料金について

■初期費用

- 当社から機器を送付いたします。お客様ご自身で接続いただくこととなります。
- 当社に接続をご依頼いただく場合は別途費用（出張費と設定費）が発生いたします。

■月額利用料

本サービスにかかる月額利用料です。

ひかり電話契約状況	機器	月額利用料
ひかり電話契約なし	ホームゲートウェイ	250 円 (税込 275 円)
	無線LANカード	100 円 (税込 110 円)
ひかり電話契約あり	ホームゲートウェイ	—
	無線LANカード	100 円 (税込 110 円)

5. 注意事項について

■サービスに関する注意事項

①サービス品質 【ホームゲートウェイ 無線LANカード～Wi-Fi 対応機器間の通信の場合】

アンテナ2本での同時通信 最大通信速度 866Mbps

アンテナ3本での同時通信 最大通信速度 1.3Gbps

技術規格上の最大値であり、実効速度ではありません。利用環境・状況等により、通信速度が低下または通信できない場合があります。

※ご使用のWi-Fi対応機器のアンテナ数については各メーカー等にお問い合わせください。

② サービス利用制限等

- ・Wi-Fi 利用の場合、利用環境などにより、電波が届かない場合があります。
- ・IEEE802.11ac/n/a/g/bに準拠している機器が必要です。
- ・すべての盗聴等への対応を保証するものではありません。各Wi-Fi 対応機器にて設定が必要です。
- ・心臓ペースメーカー等の医療機器をご使用の近くで本商品をご使用にならないでください。
医療機器が誤動作する可能性があります。
- ・一回線につき一台のお申込になります。
- ・機器が届きましたら、お客様ご自身にて機器の接続をお願いします。
- ・本商品の動作について、全ての環境での動作を保証するものではありません。
- ・初期不良による無償交換期間は工事日以降7日以内に、当社にご連絡ください。
- ・お客様の過失による機器損傷等の場合、発生する各種費用をご負担いただく場合がございます。

■料金に関する注意事項

- ・利用開始月および解約月の月額費用は、日割り計算にて請求いたします。

■転用に関する注意事項

- ・すでにNTT西日本の「フレッツ光」をご利用中のお客様が「フレッツ光」を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「転用」といいます。
- ・NTT西日本の「フレッツ光」をご利用のお客様が「つばめ光」に転用される場合、NTT西日本が提供する「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」をご利用のお客様は、「フレッツ光」を当社サービスに転用する場合、「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」もあわせて転用となります。

■事業者変更に関する注意事項

- ・すでに他コラボ事業者（変更元事業者）をご利用中のお客様が他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「事業者変更」といいます。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線でNTT西日本が提供する「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」をご利用のお客様は、光回線を当社サービスに事業者変更する場合、「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」もあわせて事業者変更され、サービスの提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線をご利用のお客様で、NTT西日本の「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」をご契約のお客様も当社へ光回線の事業者変更にて「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」も当社に事業者変更され、サービス提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。

■解約に関する注意事項 〈機器の返却について〉

- ・機器レンタルサービスの解約のお手続きをなされる場合は、当社へお問い合わせください。
- ・つばめ光を解約すると、機器のレンタルサービスも解約となります。
- ・解約時に機器の返却が必要になりますので、本体や周辺機器は大切に保管してください。
- ・ご返却の際、本体及び付属品以外のお客様の私物を誤って同梱しないようご注意ください。
私物の取り扱いにつきましては一切保証できかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・当社がレンタルにて提供している機器については、お客様ご自身でご返却ください。
解約手続き後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、ご利用の上、ご返却ください。
※ご返却いただけない場合、機器代金をご請求する場合があります。

■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8：30-17：30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	https://www.tsubamegas.com/user/info.html
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日）※ NTT西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	0120-805-113

<改定履歴>

- 2018年12月 1日 制定
2019年 7月 1日 改定 事業者変更追加に伴う変更
2021年 4月 1日 改定 「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記

つばめ光電話 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめ光電話

3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、光回線を利用した光IP電話サービスです

本サービスのご利用には、「つばめ光」のご契約が必要です

4. ご利用料金について

■初期費用

本サービスにかかる初期費用です。

基本工事費	7,500円（税込8,250円）
交換機等工事費	1,000円（税込1,100円）
加入電話休止工事費	3,000円（税込3,300円）
同番移行工事費（1番号ごと）	2,000円（税込2,200円）
ひかり電話機器工事費	2,500円（税込2,750円）

※「つばめ光」と同時申し込みの場合、「つばめ光電話」の基本工事費は工事の内容により減額されます。

※上記料金は基本的な工事費です。付加サービスのご利用等工事内容により別途工事費がかかる場合があります。

※加入電話休止工事費（加入電話の基本工事費と交換機等工事費）は、NTT西日本からの請求となります。

※初期費用は1回目の月額利用料と一緒にご請求いたします。

■月額利用料

本サービスにかかる月額利用料です。

サービスプラン名	月額利用料
つばめ光電話（基本）	500円（税込550円）
つばめ光電話（エース）	1,500円（税込1,650円）

※上記に加え、通話料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料がかかります。通話料はご利用開始より課金となります。

※つばめ光電話の付加サービス（ナンバー・ディスプレイ等）は別途月額利用料がかかります。

5. 注意事項について

■サービスに関する注意事項

- ・停電時はご利用できません。
- ・「つばめ光」のインターネット接続が何らかの理由で切断された場合「つばめ光電話」の通話も切断されますので、予めご了承ください。
- ・ガス代ならびに、つばめ光の料金をお支払いただけてない場合は、利用を停止する場合があります（利用停止中も契約中につき月額料金は発生します。）さらに利用停止後に14日以内に入金がない場合は、強制解約をする場合があります。

■緊急通報について

- ・緊急通報番号（110/119/118）へダイヤルした場合、発信者番号通知の通常通知・非通知にかかわらずご契約者の住所・氏名・電話番号を接続相手先（警察／消防／海上保安）に通知します（一部の消防を除く）。なお、「184」をつけてダイヤルした場合には通知されませんが、緊急機関側が、人の生命などに差し迫った危険があると判断した場合には、同機関が発信者の住所・氏名・電話番号を取得する場合があります。

■接続できない電話番号について

- ・加入電話等で利用できる一部電話番号（お話し中調べ（114）やコレクトコール（106）、事業者指定番号（0036 や 0033 など番号の頭に「00XY」を付加する番号））について通話できない番号があります。詳細はNTT西日本のホームページをご確認ください。
- ・NTT 製以外の一部電話機・FAX などに搭載されている「ACR（スーパーACR など）機能」が動作中の場合、通信事業者選択機能が働き、本サービスからの発信ができなくなる場合があります。「つばめ光電話」をご利用になる前に、上記機能の停止や提供会社さまへの解約手続きを行ってください。

■ご利用機器について

- ・ひかり電話は、ひかり電話対応機器端末に電話機等を接続することでご利用いただけますが、次の端末はご利用いただけません。

- ISDN 対応電話機（i・トレنبيー等）
- G4FAX
- 通報機能を備えた通信機器（シルバーホンあんしんシリーズ・通報用電話機 SL シリーズ等）

G3FAX、モデム通信についてご利用は可能ですが、通信環境条件等により伝送品質が保てない場合があります。また、通信相手側が ISDN 回線をご利用の場合、通信相手側の設定によっては、FAX がご利用できない場合があります。

- ・モデム通信については、お客様の宅内環境、通信機器、回線状況の影響を受けることがあります。
- ・加入電話等でご利用のレンタル電話機の継続利用はできません。「116」へ解約手続きを行ってください。
- ・接続できる電話機の台数は、2 台までとなります。
- ・電話機に接続されているドアホンをご利用の場合、屋内配線工事が必要となる場合があります。設置された工事会社さまへ確認を行ってください。
- ・ひかり電話は、マイライン対象外です。加入電話等から同番移行されたお客様の場合、加入電話等の休止に伴い、マイライン契約は解除されます。

■信号監視通信、ノーリンギング通信等、ご契約の事業者さまへ連絡を要するサービスについて

- ・ガス漏れなどの自動通報・遠隔検針など、ノーリンギングサービスをご利用の場合、ご契約の事業者さま（ガス会社など）により、その扱いが異なります。お客様ご自身で必ずご契約の事業者さまに「つばめ光電話」へ変更する旨の連絡を行ってください。「ナンバー・ディスプレイ」などをご契約いただくことで、「つばめ光電話」でも同等のサービスをご利用可能な場合もありますので、ご契約の事業者さまへご相談ください。
- ・セキュリティサービスをご利用の場合、ご契約の事業者さま（警備会社など）により、その扱いが異なります。お客様ご自身で、必ずご契約の事業者さまへ、ひかり電話に変更する旨の連絡を行ってください。
- ・着信課金サービスをご利用の場合、着信課金サービス提供事業者さまにおいて、「つばめ光電話」は契約可能な回線として指定されていない場合があります。お客様ご自身で、必ずご契約の事業者さまへ、「つばめ光電話」に変更する旨の連絡を行ってください（各事業者さまとの解約手続きなどが必要となる場合があります）。

■番号ポータビリティに関する注意事項

- ・NTT西日本の加入電話等をご利用いただいているお客様が、本サービスを同一設置場所でご利用いただく場合、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用することを番号ポータビリティといいます。
- ・番号ポータビリティのご利用には、1番号毎に同番移行工事費2,000円（税込2,200円）がかかります。
- ・番号ポータビリティのご利用には、NTT西日本の加入電話等の利用休止または契約解除をしていただく必要があります。
- ・NTT西日本の加入電話等の利用休止または契約解除に伴い、対象の電話番号でご利用のNTT西日本にて提供するサービス（割引サービスなど）は解約となります。
- ・NTT西日本の加入電話等の利用休止には、別途、利用休止工事費3,000円（税込3,300円）をNTT西日本へお支払いいただく必要があります。
- ・利用休止工事完了後、NTT西日本から休止番号を記載した休止票を送付します。利用休止から5年間を経過し、更にその後5年間（累計10年間）を経過してもお客様から利用休止の継続、再利用のお申し出が無い場合には解約の扱いとなります。
- ・番号ポータビリティを利用している場合で、設置場所を変更（引越しなど）する際は、NTT西日本の加入電話などにおいて同一番号で移行可能なエリア内に限り、移転先で同じ番号をご利用いただけます。
- ・「転送電話」は、加入電話などのボイスワープと一部機能が異なります。
- ・「着信課金」は、加入電話などで提供している「フリーアクセス」と一部機能が異なります。
- ・「つばめ光電話」にてご利用となる電話番号（加入電話などからの番号ポータビリティでの電話番号）は、「つばめ光電話」解約時にNTT東日本、NTT西日本の加入電話などへ番号ポータビリティして継続利用することができます

■料金に関する注意事項

- ・初期工事の内容によっては、追加工事費が発生することがあります。
- ・初期工事費は、工事の着手時点で発生し、当該工事着手時点以降サービス開始日までに、「つばめ光」のお申し込みをキャンセルされる場合、その工事費用をお支払いいただくことがあります。
- ・解約月は月額利用料がかかります（月の途中で解約されても料金の日割り計算は行いません）。
- ・「つばめ光電話（エース）」の月額利用料に含まれる通話分は使いきれなかった場合、翌月に繰り越されます。ただし、繰り越しできるのは当該翌月までとなり、使い切れない場合は失効します。

■お申し込みに関する注意事項

- ・サービス提供エリア内でも、申し込み状況、設備状況等の調査結果によりサービスを提供できないことがあります。

■転用に関する注意事項

- ・すでに NTT西日本の「フレッツ光」をご利用中のお客様が「フレッツ光」を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「転用」といいます。
- ・NTT西日本の「ひかり電話」をご利用のお客様が本サービスに転用される場合、本サービスの転用に合わせて「ひかり電話」も「つばめ光電話」に転用され、サービスの提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。
- ・NTT西日本の「安心プラン」、「もっと安心プラン」は転用できません。転用のお手続き前に、NTT西日本へ「基本プラン」または「ひかり電話 A(エース)」へプランを変更してください。
- ・NTT西日本の「ひかり電話」の付加サービス「テレビ電話チョイス定額」は転用できません。転用のお手続き前にNTT西日本へ「テレビ電話チョイス定額」の解約をしてください。
- ・NTT西日本が提供する「ひかり電話 A(エース)」をご利用のお客様が、「つばめ光電話」に転用した場合、NTT西日本の「ひかり電話 A(エース)」での月額基本料に含まれる無料通話料分(480 円 (税込 528 円) 分)は、「つばめ光電話 A(エース)」へ繰り越すことはできません。

■事業者変更に関する注意事項

- ・すでに他コラボ事業者（変更元事業者）をご利用中のお客様が他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「事業者変更」といいます。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）のNTT西日本が提供する「ひかり電話」をご利用のお客様が本サービスに事業者変更される場合、変更に合わせて「ひかり電話」も「つばめ光電話」に事業者変更され、サービスの提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線をご利用のお客様で、NTT西日本の「ひかり電話」をご契約のお客様も当社へ光回線の事業者変更にて「つばめ光電話」も事業者変更され、サービス提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）のNTT西日本が提供する「ひかり電話 A(エース)」のサービスをご利用のお客様が、「つばめ光電話 A (エース)」に事業者変更した場合、他コラボ事業者の月額基本料に含まれる無料通話料分は、「つばめ光電話 A (エース)」へ繰り越すことはできません。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線をご利用のお客様で、NTT西日本の「ひかり電話 A(エース)」のサービスをご利用のお客様が、「つばめ光電話 A (エース)」に事業者変更した場合、他コラボ事業者の月額基本料に含まれる無料通話料分は、「つばめ光電話 A (エース)」へ繰り越すことはできません。
- ・事業者変更時に、他コラボ事業者（変更元事業者）の「ひかり電話」サービスを廃止された場合、つばめ光電話は新規契約となり、電話番号も変更となります。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）のNTT西日本が提供する「オフィスタイルのひかり電話」をご利用のお客様が本サービスに事業者変更される場合、変更に合わせて事業者変更され、サービスの提供者はNTT西日本となりなり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります（※ご請求もNTT西日本からとなります）。

■工事に関する注意事項

- ・工事はお客様の立ち会いが必要です。ただし、お客様の環境によっては工事が不要の場合もあります。
- ・お客様のご利用場所および設備状況などにより、ご利用開始までの期間は異なります。
- ・設備状況などにより、サービスのご利用をお待ちいただいたり、ご利用いただけない場合があります。

■国際通話に関する注意事項

- ・第三者による不正な電話利用等の被害にご注意ください。なお、当社にお申し出いただくことで国際電話を使用しないよう「国際電話の発信規制」をかけることも可能です。
- ・国際通話等での発信電話番号通知は、相手国側の中継事業者網の設備状況等により通知できない場合があります。

■ 電話帳の掲載について

- ・電話帳へはご希望の名称で掲載できますが、ご契約者の氏名、名称など、通常お使いになっているものに限らせていただきます。
- ・1つの電話番号につき、1掲載が無料となります。（「マイナンバー」でご利用の電話番号も対象）1つの電話番号につき、2つ以上の掲載をご希望の場合は、重複掲載料が必要となります。1重複掲載料は、電話帳発行のつど追加分 1掲載ごとに 500円（税込550円）です。電話帳発行のつど同様のお取扱いとさせていただきますので、重複掲載がご不要となる場合はお申し付けください。
- ・お客様のご希望により掲載しないこともできます。

■発信者番号通知について

- ・お申し出いただくことで、発信者番号通知（電話をかける際に発信側の電話番号を受信側に通知する機能）を「非通知」に設定することができます。

■解約に関する注意事項

- ・当社がレンタルにて提供している光電話対応ルーターについては、お客様ご自身でご返却ください。解約手続き後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、ご利用の上、ご返却ください。

※ご返却いただけない場合、機器代金をご請求する場合があります。

※ひかり電話対応ルーターを VDSL 機器または回線終端装置との一体型でご利用のお客様が「つばめ光電話」を解約する場合、一体型機器をご利用のままルーター機能を自動停止していただくか、VDSL 機器または回線終端装置にお取り替えいたします。この場合、ルーター機能および無線 LAN 機能はご利用いただけませんので、ご了承ください。

・つばめ光電話を解約された場合、ご利用の電話番号は廃止となります。同じ電話番号を継続使用される場合は、つばめ光電話を解約前にアナログ回線への戻しを完了するか、事業者変更の手続きをお願いします。

■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8：30～17：30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	https://www.tsubamegas.com/user/info.html
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日）※ NTT西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	0120-805-113

<改定履歴>

2018年12月 1日 制定

2019年 7月 1日 改定 事業者変更追加に伴う改定

2021年 4月 1日 改定 「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記

2021年 7月 1日 改定 月額利用料に電話リレーサービス料を追加

2022年 9月 1日 改定 加入電話休止工事費の明確化

2024年 2月 1日 改定 工事費改定

基本工事費 4,500 円（税込 4,950 円）→7,500 円（税込 8,250 円）

加入電話休止工事費 2,000 円（税込 2,200 円）→3,000 円（税込 3,300 円）

「ひかり電話サービス」の主な付加サービスの代表的な設定方法

「ひかり電話サービス」の主な付加サービスの代表的な設定方法についてご案内いたします。ご契約いただきました付加サービスをご利用いただく前に本内容をご確認頂き、電話機等による設定を行っていただきますようお願い申し上げます。

ボイスワープ

自宅や事務所にかかってきた電話をあらかじめ指定した電話番号
(携帯電話など)へ転送できるサービスです。

- ◎ご契約時は「停止状態」です。ご利用にあたっては、最初に転送先電話番号の登録、お客様の用途にあわせた転送方法の選択、転送開始の設定等を行っていただく必要があります。
凡例▶:ガイドンスが流れます。

機能	操作方法	初期設定
----	------	------

※追加番号をご契約時の注意点

追加番号をご契約で、他の電話番号にてボイスワープを設定したい場合は、該当の電話番号の入力が必要です。追加番号のご契約がない場合は、この操作は不要です。

※災害等でご契約回線が故障した際ににおいても、ご契約回線以外からボイスワープの開始等ができるように、「リモートコントロール」の暗証番号・転送先をあらかじめ登録いただくことをおすすめします。

(注)「話中時転送」・「無応答時転送」モードを選択している場合は、回線故障時には転送されません。

リモートコントロールでは、転送先電話番号の新規登録等はできません。

かかってきた電話番号をすべて転送させる(自動転送機能)

転送先電話番号の登録・指定を行う	転送先の電話番号を1つ登録する	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶2▶登録する電話番号+#+▶1	-	
	転送先リスト「1~4」から電話番号を1つ指定する	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶4▶1▶1~4▶1	-	
	転送先の電話番号を複数登録する	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶4▶0▶2~4 ▶転送先電話番号+#+▶1	-	
転送の開始・停止を行う	転送方法を指定し、転送を開始する	呼び出さずに転送する(無条件転送)	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶1▶1	停止
		呼び出してから転送する(無応答時転送)	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶1▶2	停止
		お話し中のときに転送する(話中時転送)	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶1▶3	停止
		呼び出してからもしくはお話し中のときに転送する(無応答時転送と話中時転送の併用)	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶1▶4	停止
	転送を停止する	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶0	停止	
その他設定・確認	無応答時転送の際の呼び出し秒数を設定する	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶3▶5~60+#+▶1	5秒	
	設定状況の確認	転送先番号・リストの確認	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶8▶0	-
		転送条件の確認	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶8▶1	-

あらかじめ登録した電話番号からかかってきた場合だけ転送または着信させる(セレクト機能)

転送または着信させる電話番号の登録・削除を行う	登録リストに電話番号を登録する(最大30番号)	1 4 7 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶2▶登録する電話番号+#+▶1	-
	登録リストから電話番号を削除する	1 4 7 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶9▶登録する電話番号+#+▶1	-
転送の開始・停止を行う	登録した番号だけを転送させる	1 4 7 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶3▶1	停止
	登録していない番号を転送させる	1 4 7 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶3▶2	停止
	セレクト機能を停止させる	1 4 7 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶3▶0	停止
その他確認	登録した電話番号の確認	1 4 7 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶8	-

リモートコントロール機能を利用する(リモコン用アクセス番号): 06-6480-6142(有料) ※加入電話・INSネットのリモコン用アクセス番号とは番号が異なります。ご注意ください。

利用の開始・停止を行う ※ご契約回線から行います。	ご利用になる場合 (あわせて暗証番号を登録します。 暗証番号の変更時も同じ操作です。)	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶4▶3▶1 ▶暗証番号+#+▶1	なし
	ご利用にならない場合	1 4 2 ▶*(5▶ボイスワープご契約電話番号+#+)▶4▶3▶0	なし
転送先の指定・転送の開始・停止を行う ※外山先から行います。	転送先リスト「1~4」から電話番号を1つ指定する	リモコン用アクセス番号▶ボイスワープご契約電話番号+#+▶暗証番号+#+ ▶2▶1~4▶1	-
	転送を開始する	リモコン用アクセス番号▶ボイスワープご契約電話番号+#+▶暗証番号+#+▶1	-
	転送を停止する	リモコン用アクセス番号▶ボイスワープご契約電話番号+#+▶暗証番号+#+▶0	-

「ひかり電話サービス」の主な付加サービスの代表的な設定方法

「ひかり電話サービス」の主な付加サービスの代表的な設定方法についてご案内いたします。ご契約いただきました付加サービスをご利用いただく前に本内容をご確認頂き、電話機等による設定を行っていただきますようお願い申し上げます。

ナンバー・ディスプレイ

かけてきた相手の電話番号を電話機のディスプレイに表示します。
また電話番号が通知されない場合は、その理由を表示します。

◎本サービスのご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応の通信機器やアダプターの設置、およびその設定が必要になります。
電話機のナンバー・ディスプレイ機能を「ON」にしてご利用ください。

ナンバー・リクエスト

電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に、電話番号を「通知して」かけ直すよう、
音声メッセージで応答する機能です。

◎ご契約時は「停止状態」ですので、ご利用いただくためには電話機による「開始の設定」が必要です。

- ① 受話器をあげて 1 4 8 をダイヤル ➤ ② 【サービスの開始】1 をダイヤル 【サービスの停止】0 をダイヤル

迷惑電話おことわりサービス

迷惑電話を受けた直後に電話機で登録操作を行うことにより、以降同じ電話番号から
かかってきた場合に、自動メッセージが応答し、お客様にお繋ぎしない機能です。

- ① 受話器をあげて 1 4 4 をダイヤル ➤ ② 【登録】2 をダイヤル 【一括解除（全ての登録番号を解除）】9 をダイヤル
【最新の登録番号を解除】3 をダイヤル

つばめ光テレビ 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめ光テレビ

3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、光回線を利用した「つばめ光伝送サービス」とスカパーJSAT株式会社(以下、「スカパーJSAT」といいます。)の提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」の契約により、地上／BSデジタル放送が受信できるようになるサービスです(対応したテレビまたはチューナーが必要です)。

本サービスのご利用には、「つばめ光」のご契約が必要です

4. ご利用料金について

■初期費用

本サービスにかかる初期費用です。

テレビ接続工事に関する取引条件については、当社ホームページ「つばめ光テレビ」テレビ接続工事に関する注意事項(「特定商取引に関する法律」に基づく表示)をご確認ください。

テレビ視聴サービス登録料	2,800円(税込3,080円)
つばめ光テレビ伝送サービス工事費	3,000円(税込3,300円)
テレビ接続工事費(単独配線工事) ※テレビ1台を接続します。	6,500円(税込7,150円)～
テレビ接続工事費(共聴設備接続工事) ※オプション工事例： ブースター設置が必要な場合、別途 12,000円(税込13,200円)かかり ます。	22,800円(税込25,080円)～

※上記料金は基本的な工事費です。お客様の設備状況等により別途工事費がかかる場合があります。

※初期費用は1回目の月額利用料と一緒にご請求いたします。

※お客様のご希望によりつばめ光テレビ伝送サービス工事実施後にテレビ接続工事を別日に実施する場合や基本工事実施後にオプション工事を別日に実施する場合は、派遣工事費として8,250円が別途必要です。

■月額利用料

本サービスにかかる月額利用料です。

内訳	月額利用料
つばめ光テレビ伝送サービス利用料	450 円（税込 495 円）
テレビ視聴サービス利用料	300 円（税込 330 円）

5. 注意事項について

■サービスに関する注意事項

- ・停電時はご利用できません。
- ・つばめ光テレビのご利用は、原則として同一世帯での個人視聴目的に限ります。集合住宅等において、同一世帯以外でのご利用はできません。
- ・スカパー J S A T (株) が提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」の契約が必要となります。つばめ光テレビをお申し込みいただくことで、当社がその契約手続きを代行します。
- ・NTT 西日本設備または放送事業者設備のメンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。

■料金に関する注意事項

- ・初期工事の内容によっては、追加工事費が発生することがあります。
- ・初期工事費は、工事の着手時点で発生し、当該工事着手時点以降サービス開始日までに、「つばめ光テレビ」のお申し込みをキャンセルされる場合、その工事費用をお支払いいただくことがあります。
- ・解約月は月額利用料がかかります(月の途中で解約されても料金の日割り計算は行いません)。

■お申し込みに関する注意事項

- ・サービス提供エリア内でも、申し込み状況、設備状況等の調査結果によりサービスを提供できないことがあります。

■転用に関する注意事項

- ・すでに NTT 西日本の「フレッツ光」をご利用中のお客様が「フレッツ光」を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「転用」といいます。
- ・ご利用中のNTT西日本のフレッツ・テレビは、光回線の転用と同時に自動的に「つばめ光テレビ」に転用され、サービスの提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。

■事業者変更に関する注意事項

- ・すでに他コラボ事業者（変更元事業者）をご利用中のお客様が他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「事業者変更」といいます。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線でNTT西日本が提供する「テレビ伝送サービス」とスカパー J S A T の提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」をご利用のお客様が本サービスに事業者変更される場合、「テレビ伝送サービス」と「テレビ視聴サービス」も「つばめ光テレビ」に事業者変更され、サービスの提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線をご利用のお客様で、NTT西日本の「フレッツ・テレビ」をご契約のお客様も当社へ光回線の事業者変更にて「つばめ光テレビ」に事業者変更され、サービス提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。

■工事に関する注意事項

- ・工事はお客様の立ち会いが必要です。ただし、お客様の環境によっては工事が不要の場合もあります。
- ・お客様のご利用場所および設備状況などにより、ご利用開始までの期間は異なります。
- ・設備状況などにより、サービスのご利用をお待ちいただいたり、ご利用いただけない場合があります。

■必要機器および工事について

- ・「つばめ光テレビ」のご視聴には、地上デジタル／B S デジタル対応テレビまたはチューナーが必要となります。
- ・つばめ光テレビ工事の際に、NTT 西日本がお客様のご利用形態にあったタイプの映像用の回線終端装置（ONU）をお客様宅内に設置いたします。
- ・映像用回線終端装置（ONU）からテレビまでの接続工事は、お客様ご自身で行っていただく場合とNTT 西日本が実施する場合があります。
- ・NTT 西日本が屋内同軸配線工事を行う場合、お客様宅内設備の状況により、増幅器（ブースター）の設置、同軸ケーブルの張替えが必要なときは、別途工事費がかかります。屋内同軸配線工事に関わる費用は、工事内容により異なります。
- ・テレビ接続工事をお客様ご自身で行う場合は、同軸ケーブルおよび分配器等をお客様ご自身でご用意いただく必要があります。なお、同軸ケーブルは5C-FB もしくはS-5C-FBの規格を、分配器についてはプラスチック製のものではなく、アルミダイキャスト製のものを推奨いたします。

■有料チャンネルのご利用とご解約について

- ・有料チャンネル放送の受信には、別途放送事業者が提供する放送サービスの契約、対応チューナーまたは専用端末が必要になります。放送事業者へのお申し込み、および料金のお支払いが必要です。
- ・「スカパー！」「スカパー！プレミアムサービス光」の有料サービスのご利用には、スカパーJSATへのお申し込みと料金のお支払い、および対応する専用機器が必要になります。詳細はスカパーJSATにご確認ください。
- ・「WOWOWプライム」「WOWOWライブ」「WOWOWシネマ」の有料サービスのご利用には、WOWOWへのお申し込みと料金のお支払い、および対応する専用機器が必要になります。詳細はWOWOWにご確認ください。
- ・つばめ光テレビを解約されても自動的にご契約の有料チャンネルが解約になることはありません。別途、有料チャンネルをご契約の放送事業者への解約手続きが必要となります。
- ・お客様が「スカパー！」「スカパー！プレミアムサービス光」のサービスをスカパーJSATと契約している場合は、スカパーJSATへの解約の連絡が必要です。
- ・お客様からの「スカパー！」「スカパー！プレミアムサービス光」の解約申し込み等により、お客様がスカパーJSATと締結する「スカパー！」「スカパー！プレミアムサービス光」契約が解除となった場合、当社はスカパーJSATからの通知に基づき、つばめ光テレビ契約を解除する場合があります。

■「テレビ視聴サービス料」に関する適格請求書（インボイス）について

- ・つばめ光テレビにおける「テレビ視聴サービス」については、スカパーJSATが役務提供者となるため、スカパーJSATの提供する放送サービス「テレビ視聴サービス」に関する適格請求書（インボイス）をご希望のお客様には、スカパーJSATが対応いたします。
- ・「テレビ視聴サービス」料金の適格請求書を希望されるお客様は、以下のスカパーJSATの「インボイス案内WEBページ」からご登録の上、ダウンロードをお願いします。

スカパーJ S A T インボイス案内WE Bページ	https://promo.skyperfectv.co.jp/ftv-invoice/
お電話でのお問合せ先 (10:00~20:00 年中無休)	スカパーJ S A T株式会社 0120-818-666 (フリーダイヤル)

※適格請求書（インボイス）は「つばめ光ユーザID*」ごとの発行となります。複数ご契約の場合、すべての「つばめ光ユーザID」を登録いただく必要があります。

*「つばめ光ユーザID」：「つばめ光サービス開通のご案内」へ記載の「CAF」または「COP」から始まる番号

※事前エントリー（契約者認証）のため、「つばめ光ユーザID」「契約者電話番号」「契約者氏名」が必要です。

※事前エントリー（契約者認証）いただいた数日後から「WEB帳票発行サイト」の初期登録が可能となります。

初期登録後に「WEB帳票発行サイト」のお客様専用のMYページから確認いただけます。

■解約に関する注意事項 〈機器の返却について〉

・当社がレンタルにて提供している映像用回線終端装置（ONU）については、お客様ご自身でご返却ください。
解約手続き後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、ご利用の上、ご返却ください。

※ご返却いただけない場合、機器代金をご請求する場合があります。

・つばめ光テレビのご解約、変更など各種お手続きをなされる場合は、当社へお問い合わせください。

・つばめ光を解約すると、つばめ光テレビも利用できなくなります。

・つばめ光テレビを解約した場合、テレビ視聴サービスも廃止となります。お客様からスカパーJ S A Tへの連絡は不要です。ただし有料チャンネルをご利用の場合は別途、ご契約の放送事業者に解約の手続きが必要です。

■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8:30~17:30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	https://www.tsubamegas.com/user/info.html
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日）※ N T T西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	0120-805-113

<改定履歴>

2018年12月 1日 制定	
2019年 7月 1日 改定	事業者変更に伴う改定
2021年 4月 1日 改定	「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記
2023年10月 1日 改定	適格請求書（インボイス）対応に伴う改定
2024年 2月 1日 改定	工事費改定 共聴設備接続工事 19,800 円（税込 21,780 円）→22,800 円（税込 25,080 円） テレビ接続工事やオプション工事を別日にする場合を追加

リモートサポートサービス 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： リモートサポートサービス

3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、リモートサポートサービスです

本サービスのご利用には、「つばめ光」のご契約が必要です

4. ご利用料金について

・本サービスのご利用には、以下のご利用料金がかかります。

■月額利用料

本サービスにかかる月額利用料です。

サービス名	月額利用料
リモートサポートサービス	500 円 (税込 550 円)

※別途、利用するサービス内容（オンラインパソコン教室等）により追加料金が発生します。

5. サービスについて

■サービス内容

本サービスは、お客様のパソコン、スマートフォン、タブレット端末等の設定に関して、電話だけでなくインターネットで経由しながらサポートを行うサービスです。電話オペレーターにより、お客様のパソコンを遠隔で操作することも可能です。

※1 モバイル端末(スマートフォン等)向けのリモートサポートの実施には、「Android/iOS 向けリモートサポートツール」がモバイル端末(スマートフォン等)にインストールされている必要があります。

※2 モバイル端末(スマートフォン等)向けのリモートサポートツールについてはインターネット接続及びWi-Fi接続環境が必要です。

〈パソコンについてのご相談〉

- ・モニタ、キーボード、マウス等との基本的接続、設定（ドライバ設定含む）、付属マニュアルに記載された基本的操作

〈タブレット端末〉

- ・無線ルータとのWi-Fi接続、設定、付属マニュアルに記載された基本的操作

〈周辺機器についてのご相談〉

- ・PCとの基本的接続、設定（ドライバ設定含む）、付属マニュアルに記載された基本的操作

〈インターネットについてのご相談〉

- ・インターネット接続設定、接続方法、メール送受信設定、送受信方法

〈オンラインパソコン教室〉

- ・ソフトウェアの利用方法等を中心に1カリキュラム30分程度のオンラインパソコン教室を実施します。

※別途料金がかかります。

■サポート範囲

【機器関係】

<本体>

日本国内でサポートを受けることができるメーカー製品（自作パソコンは対象外）

<OS>

Windows 10 Home・Windows 10 Pro

Mac OS X 10.9 以降（日本語版のみ）

iOS6.0 以上(※1)

Android4.4 以上(※1)

※1 Wi-Fi接続設定を除く、アプリケーション等の支援についてはリモートサポートツールが動作する弊社指定の端末のみ対象。

※ 最新の情報は、NTT西日本公式ホームページでご確認ください。

NTT西日本公式HP：http://flets-w.com/remote_support/omoushikomi_goriyou/

<周辺機器>

日本国内向けに販売されたメーカー純正品を対象に利用方法（接続、設定および操作方法など）のサポートを行います。

但し、ビジネス向けに提供されている機器はサポート対象外です。

- ・入力端末

- キーボード、マウス、テンキー など

- ・ネットワーク周辺機器

- ルーター、無線LAN ポイント、LAN カード、LAN ボード、HUB、ロケーションフリー など

- ・プリンタ・スキャナ

- インクジェットプリンタ、レーザープリンタ など

- ・カメラ

- デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ

- ・映像受信端末

- IP セットトップボックス、スカパー！光チューナー

- ・音楽プレーヤー

- MP3 プレーヤー、ネットワークメディアプレーヤー

- ・家庭用ゲーム機

- Wii、ニンテンドーDS、ニンテンドーDSi、ニンテンドー3DS など

- ・その他

- 外部ストレージ、フラッシュメモリ、メモリカードリーダー、テレビ電話、モニタ、プロジェクタ、

- MP3 プレーヤー、IP セットトップボックス など

<ソフトウェア>

日本国内向けに販売・配布されたソフトウェアを対象に利用方法（インストール操作および操作方法）のサポートを行います。

ただし、ビジネス向けに提供されているソフトウェア、体験版・β版のソフトウェアおよび一部のフリーソフトは対象外です。

<インターネット>

- [ブラウザ]

- Microsoft Edge、Safari など

- [メールソフト]

- Outlook、Apple Mail など

【NTT西日本が提供するソフトウェア】

接続ツール など

<その他ソフトウェア>

文書・資料作成、表計算、DVD、編集、画像編集、はがき作成、メッセンジャー、メディアプレーヤー、フォト・グラフィック、ウイルス対策 など

【その他サービス】

各種サービスを対象に、サービス概要・利用方法などのサポートを行います。

但し、ビジネス向けに提供されているサービスや日本国内でサポートを受けられない一部フリーソフトなどはサポート対象外です。

- ・インターネット接続サービス
- ・インターネット上の各種サービス
- Web メール、ブログ、掲示板、乗換案内、地図サービス、百科事典、テレビ欄、 映像配信サービスなど

【オンラインパソコン教室】

遠隔操作で行うパソコン教室、マンツーマンでスキルアップをサポートします。

オンラインパソコン教室の利用は1講座1,800円（税込1,980円）が別途かかります。

※本サービスで提供するオンラインパソコン教室のカリキュラムは NTT西日本公式HP
(https://flets-w.com/remote_support/lesson/) を参照ください。

6. 注意事項について

■料金に関する注意事項

- ・当社が本サービスの提供を確認した日の翌月1日を課金開始日とします。
- ・課金開始日について、転用により本サービスの利用を開始した場合は当社が転用の手続きを完了した日の翌月1日を課金開始日とします。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
- ・本サービスは課金開始日より、お問い合わせの有無にかかわらず、料金が発生します。

■転用に関する注意事項

- ・すでに NTT西日本の「フレッツ光」をご利用中のお客様が「フレッツ光」を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「転用」といいます。
- ・NTT西日本の「フレッツ光」をご利用のお客様が「つばめ光」に転用される場合、NTT西日本が提供する「リモートサポートサービス」をご利用のお客様は、「フレッツ光」を当社サービスに転用する場合、「リモートサポートサービス」もあわせて転用となります。

■事業者変更に関する注意事項

- ・すでに他コラボ事業者（変更元事業者）をご利用中のお客様が他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「事業者変更」といいます。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線でNTT西日本が提供する「リモートサポートサービス」をご利用のお客様は、他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を当社サービスに転用する場合、「リモートサポートサービス」もあわせて事業者変更され、サービスの提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線をご利用のお客様で、NTT西日本の「リモートサポートサービス」をご契約のお客様も当社へ光回線の事業者変更にて「リモートサポートサービス」も事業者変更され、サービス提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。

■その他ご注意事項

1. つばめ光の契約名義者からのお問い合わせに限ります。
2. 本サービスの提供を受けることができる回線は、つばめ光 サービスの利用契約に基づく光回線に限ります。
3. お客様のご利用環境によっては、本サービスを利用できない場合があります。
4. 機器、ソフトウェア、サービスの利用方法等に関するお問い合わせの場合、正規のプロダクト ID、ライセンスおよびサービス契約を保有している必要があります。
5. 作業に必要なドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェアのソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコンへのインストールを承諾していただく必要があります。
6. お客様のパソコンにインストールされたウイルス対策ソフトウェアやお客様のルーターなどのネットワーク機器等が、お客様のパソコンと当社オペレータの遠隔操作端末との間の IPv6 通信を遮断しない設定になっている必要があります。
7. 本サービスはトラブル解決を保証するものではありません。パソコンの状態によってはパソコンメーカー、ソフトウェアメーカー等の他社窓口をご案内することもございますのであらかじめご了承ください。
8. 本サービスでは、サポート対象機器、サポート範囲内であっても、対応できない場合がありますのでご了承ください。
9. 以下の場合、遠隔操作によるサポートは実施できません。
 - ・ケーブルの接続や消耗品の交換等、機器の直接操作。
 - ・パソコン側で機器を操作するためのソフト等がない場合またはインストールされていない場合の機器の設定。
 - ・パソコンに接続されていない機器の設定変更等。

■リモートサポートサービスご契約者様専用電話番号

電話番号	時間等
0800-2002482 (加入電話、ひかり電話、携帯電話、PHS)	9~21時 (年中無休)
052-533-1427 (050IP 電話)	

※フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州 地区）以外からはご利用になれません。

※050IP 電話からの問い合わせの場合、通話料はエンドユーザ様 負担となります。

※リモートサポートサービス加入者限定の受付電話番号です。

■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8：30-17：30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	https://www.tsubamegas.com/user/info.html
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日）※ N T T 西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	0120-805-113

<改定履歴>

- 2018年12月 1日 制定
2019年 7月 1日 改定 事業者変更追加に伴う改定
2021年 4月 1日 改定 「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記
2022年 7月 1日 改定 Internet Explorer を削除 Microsoft Edge を追加
2023年 3月 1日 改定 Windows8.1 を削除 Mac OS X 10.9 以降に変更